

ベースアップ評価料届出様式の簡素化について

2024年度診療報酬改定で「ベースアップ評価料」が新設されましたが、2024年7月1日時点のデータによると無床診療所からの届出は低調で、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）は22%、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）は3%に留まっています。

	無床診療所数	Ⅰ 届出件数	Ⅰ 届出率	Ⅱ 届出件数	Ⅱ 届出率
全国	83,911	18,184	22%	2,482	3%

(地方厚生局公表資料を基に作成)

無床診療所での届出が遅滞している要因の一つとして、届出様式作成の煩雑さがありました。そのため、厚生労働省は、9月11日に届出様式の簡素化に関する事務連絡を発出しました。変更点は下表の通りです。（改定前の届出様式も引き続き使用可能です。）

区分	変更点
共通	ベースアップ評価料対象外職種について、「給与総額」の記載欄を削除
無床診療Ⅱを算定する有床診療所	対象職員の基本給等に係る事項について、職種グループ別の記載項目を削除
病院 有床診療所	対象職員の基本給等に係る事項について、職種グループ別の記載項目を記載することで、対象職員（全体）が計算されるように数式を設定

「別添計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）」シートの改訂

改定前

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。	
※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。	
※ 年度更新及び区分変更等によりベースアップ評価料の資金改善計画書を再度届出する場合、「資金改善する前の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】」の金額を記載すること。	
※ 「うち定期昇給相当分」は、【資金改善実施期間（2）の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。	
Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項	
(13) 対象職員の常勤換算数【資金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(14) 資金改善する前の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(15) 資金改善した後の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(16) 基本給等に係る資金改善の見込み額（1ヶ月分）【(15) - (14)】	0 円
(17) うち定期昇給相当分	円
(18) うちペア等実給分	円
(19) ペア等による資金増率【(18) ÷ (14)】	0.0 %
Ⅴ. 看護職員等の基本給等に係る事項	
(20) 看護職員等の常勤換算数【資金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(21) 資金改善する前の看護職員等の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(22) 資金改善した後の看護職員等の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(23) 基本給等に係る資金改善の見込み額（1ヶ月分）【(22) - (21)】	0 円
(24) うち定期昇給相当分	円
(25) うちペア等実給分	円
(26) ペア等による資金増率【(25) ÷ (21)】	0.0 %
Ⅵ. 薬剤師の基本給等に係る事項	
(27) 薬剤師の常勤換算数【資金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 資金改善する前の薬剤師の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 資金改善した後の薬剤師の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る資金改善の見込み額（1ヶ月分）【(29) - (28)】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちペア等実給分	円
(33) ペア等による資金増率【(32) ÷ (28)】	0.0 %
Ⅶ. 歯科医師の基本給等に係る事項	
(34) 歯科医師の常勤換算数【資金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(35) 資金改善する前の歯科医師の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(36) 資金改善した後の歯科医師の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(37) 基本給等に係る資金改善の見込み額（1ヶ月分）【(36) - (35)】	0 円
(38) うち定期昇給相当分	円
(39) うちペア等実給分	円
(40) ペア等による資金増率【(38) ÷ (35)】	0.0 %
Ⅷ. その他の対象職員の基本給等に係る事項	
(41) その他の対象職員の常勤換算数【資金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 資金改善する前のその他の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 資金改善した後のその他の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る資金改善の見込み額（1ヶ月分）【(43) - (42)】	0 円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちペア等実給分	円
(47) ペア等による資金増率【(46) ÷ (42)】	0.0 %

改定後

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。	
※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。	
※ 年度更新及び区分変更等によりベースアップ評価料の資金改善計画書を再度届出する場合、「資金改善する前の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】」の金額を記載すること。	
※ 「うち定期昇給相当分」は、【資金改善実施期間（2）の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。	
Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項	
(13) 対象職員の常勤換算数【資金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(14) 資金改善する前の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(15) 資金改善した後の対象職員の基本給等総額【資金改善実施期間（2）の開始月】	円
(16) 基本給等に係る資金改善の見込み額（1ヶ月分）【(15) - (14)】	0 円
(17) うち定期昇給相当分	円
(18) うちペア等実給分	円
(19) ペア等による資金増率【(18) ÷ (14)】	0.0 %

対象職員の基本給等に係る事項について、職種グループ別の記載項目を削除し、対象職員（全体）の記載のみに変更

職種グループ別記載項目の削除は

- ・「別添計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）」
 - ・「別添計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）」
- 上記のシートのみが対象

※病院及び有床診療所では引き続き職種グループ別の記載が必要
※ベースアップ評価料対象外職種についての項目は全医療機関で引き続き記載が必要

厚生労働省のベースアップ評価料に関する解説ページもリニューアルされ、新たな解説動画等が掲載されています。ベースアップ評価料をまだ届け出られていない医療機関様は、この機会にぜひ届出を検討されてみてはいかがでしょうか。

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「医事相談室」サービスを提供しております。

詳細をご希望の方は<https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04>から、またはTEL：082-243-7331e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。